

福岡県公報

平成十八年四月五日
第二千五百十七号
増刊 ①

目次

告 示 (第七百七十四号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部改正 (財政課) ……………

訓 令 (第五号・第六号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………

○福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………

告 示

福岡県告示第七百七十三号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成十八年四月五日

福岡県知事 麻生 渡

次の一号を加える。

45 福岡県公立大学法人運営費交付金

訓 令

福岡県訓令第五号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁
出先機関

平成十八年四月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二十七の項中「国立博物館対策長印」を「九州国立博物館対策長印」に、「国立博物館対策室長」を「九州国立博物館室長」に改め、別表第一の五十七の項を次のように改める。

五十七	削除				
-----	----	--	--	--	--

別表第一の五十七の二の項及び五十七の三の項を削る。

別表第二中 57

九州歯科大学

を「57 削除」に改め、

第五十七号の二及び五十七の三を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

本 庁
出先機関

福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令

福岡県認証局運営規程(平成十四年八月福岡県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。
別表管理者の欄中「国立博物館対策長」を「九州国立博物館対策長」に、「国立博物館対策室長」を「九州国立博物館室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印
売刷
株福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)